

○沖縄大学ハラスメントの防止等に関する規程

（2012年10月29日制定）

改正 2015年10月19日

2019年11月25日

2024年 9月17日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、沖縄大学（以下「本学」という）におけるハラスメントの防止及び排除・改善のための措置並びにハラスメントが発生した場合における適切な対応のための措置に関し必要な事項を定めることによって、本学構成員の快適な教育研究、就学及び就労の環境を確保することを目的とする。

（解釈の基準）

第2条 この規程及びこの規程に基づく細則は、本学の理念（地域共創・未来共創の大学へ）に立脚し、日本国憲法、教育基本法（平成18年法律第120号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律113号）、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に定める個人の尊厳（人権尊重）と両性の本質的平等を旨として解釈しなければならない。

（用語の定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。

(2) セクシュアル・ハラスメント 次の行為をいう。

ア 優越的な地位や立場、優位性等を背景に性的誘いかけを行い、又は好意的態度の強要をする等相手方の意にそわない性的言動をすること。

イ アに規定する行為への拒絶に対して、優越的な地位や立場、優位性等を利用して不利益を課すこと。

第5編 人事・給与 （沖縄大学ハラスメントの防止等に関する規程）

ウ 修学・就労等を不当に妨げ、又は修学・就労等の環境を悪化させるような不適切な性的言動を行うこと。

- (3) アカデミック・ハラスメント 優越的な地位や立場、優位性等を背景に、不当又は差別的な取扱い、指導責任の放棄、権限等の濫用による妨害的行為、進路に関する妨害や干渉、相手方の属性等に関する不当な言動、身体的又は精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、又は個を侵害する行為を修学・研究の場面で行うことによって、相手方に不利益を課し、人格や尊厳を傷つけ、修学・就労等の環境を悪化させ、又は精神的・身体的苦痛を与えることをいう。
- (4) パワー・ハラスメント 前号に規定する行為が修学・研究以外の場面で行われ、これによって、相手方に不利益を課し、人格や尊厳を傷つけ、修学・就労等の環境を悪化させ、又は精神的・身体的苦痛を与えることをいう。
- (5) その他のハラスメント 前各号に規定するハラスメント以外のハラスメントで、優越的な地位や立場、優位性等を背景に、相手方の意にそわない言動等により、その人格や尊厳を傷つけ、又は修学・就労環境を悪化させるものをいう。
- (6) 本学構成員 理事、監事、学生、教員及び職員並びに本学関係者をいう。
- (7) 学生 沖縄大学学則（1974年4月1日制定）に定める学生、委託学生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生並びに沖縄大学大学院学則（2004年9月13日制定）に定める学生、科目等履修生、聴講生、委託学生をいう。
- (8) 教員 専任教員及び非常勤教員をいう。
- (9) 職員 専任職員、有期雇用職員、嘱託職員及び派遣職員をいう。
- (10) 本学関係者 名誉教授、客員教授、本学後援会会員、本学同窓会会員及び本学出入業者等で本学の教育・研究（正課・正課外活動を含む。）又は業務について継続的に関係を持ち本学の関係者と認められるものをいう。
- (11) 管理職等 本学構成員のうち、理事、監事、管理職会議の構成員及び教職員等を監督する地位・立場にある者並びに学生を教育指導する地位・立場にある者をいう。
- (12) 相談の申立て ハラスメントに関する相談の申立てをいう。

第5編 人事・給与 （沖縄大学ハラスメントの防止等に関する規程）

（適用範囲）

第4条 この規程の規定は、相談の申立てをした者（以下「相談者」という。）又はハラスメントの相手方となったすべての本学構成員に適用する。ただし、非常勤教員、有期雇用職員、嘱託職員、派遣職員及び本学関係者については、その契約形態等本学との関係を考慮し、適用範囲を異にすることができる。

（学長の責務）

第5条 学長は、第1条の目的を達成するため、ハラスメントを防止し、その排除・改善に努めるとともに、ハラスメント及びハラスメントに関する問題が生じた場合には、適切な処置を講じる責務及び被害者救済に最善の努力をする責務を有する。

（権利の保障）

第6条 ハラスメントを受けない権利は個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく基本的人権であり、本学は、本学構成員に対し、ハラスメントのない環境において修学し、及び就労する権利を保障する。

（指針の策定・啓発）

第7条 本学は、ハラスメントを防止し、その排除・改善を行うために、本学構成員が認識すべき事項及びハラスメントが発生した場合における具体的対応について、指針（ガイドライン）を定め、これを周知徹底し、積極的に啓発を行う。

（管理職等の責務）

第8条 管理職等は、日常の指導等により、ハラスメントが起らないよう注意を促すとともに、ハラスメントが発生した場合には、迅速かつ適切な対処を厳正かつ公正に講じる責務を有する。

2 管理職等は、ハラスメントを単なる個人的問題として取り扱うことなく、この規程及び第12条第1項のハラスメント防止委員会（同項を除き、以下「防止委員会」という。）の指導に従い、ハラスメントの防止及び排除・改善に最大限の協力をする責務を有する。

3 管理職等は、すべてのハラスメントを単なる個人的問題として取り扱うことな

第5編 人事・給与 （沖縄大学ハラスメントの防止等に関する規程）

く、この規程及び第14条第1項の沖縄大学ハラスメント調査委員会（同項を除き、以下「調査委員会」という。）の指導に従い、ハラスメントの調査に最大限の協力をする責務を有する。

- 4 管理職等は、相談の申立て、情報提供及び証言に対する不利益取扱い、報復又はもみ消しをしてはならない。
- 5 管理職等は、ハラスメントの当事者が外部機関（司法機関等）を利用する権利があることを認識するとともに、二次的ハラスメントが起こらないよう、関係者のプライバシーの尊重と秘密厳守を特に重要なものとして遵守する責務を有する。

（専任教職員の責務）

第9条 専任の教員及び職員（以下、「専任教職員」という。）は、良好な職場環境等を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 専任教職員は、ハラスメントに関し、日常の業務を通じた指導等により、学生や他の教員、職員の注意を喚起し、ハラスメントの生じない職場環境の保全に努めること。
- (2) 専任教職員は、ハラスメントが職場に生じていないか又は生じるおそれがないか気を配るとともに、学生や他の教員、職員の言動に十分な注意を払い、修学環境、就業環境を害する行為や言動等を見逃さないようにすること。
- (3) 専任教職員は、本学構成員が関係するハラスメント行為と想定される場面を見聞した場合は、放置せずに状況の確認に努めること。
- (4) 前号の場合において、専任教職員は、必要に応じて、ハラスメント被害者と想定される本学構成員にハラスメント相談窓口への相談を促し、あるいは相談に付き添い、又は自ら相談窓口に連絡する等の措置を行うよう努めること。

（本学構成員の責務）

第10条 本学構成員は、ハラスメントについて正しく理解するとともに、この規程を遵守し、自らハラスメント行為をしてはならない。

- 2 本学構成員は、相談に関して、申立て時から案件の終了までの間、防止委員会

第5編 人事・給与 (沖縄大学ハラスメントの防止等に関する規程)

の委員、第13条第1項の相談窓口担当者及び第14条第1項の調査委員会の委員に対して、威圧的な言動等、ハラスメントの調査に関する職務の遂行を妨げる行為をしてはならない。

3 本学構成員は、相談の申立て及び意見・弁明・証言等の申出において、真実に反することを述べてはならない。

4 前条第2項から第5項までの規定は、本学構成員に準用する。

(本学構成員以外の者に対する措置)

第11条 相談の申立ての対象となっているハラスメントに本学構成員以外の者が関与している場合、理事長及び学長は、当該本学構成員以外の者に対し適切な措置を取るものとする。

2 理事長及び学長は、必要な範囲において、当該本学構成員以外の者の所属する組織に対して、適切な措置を取るよう要請するものとする。

(身分の保障)

第12条 次条のハラスメント防止委員会の委員、第14条のハラスメント調査委員会の委員の身分は、当該ハラスメントに係る審理（司法機関の審理を含む。）等の結果にかかわらず保障され、その職務遂行に関して個人の責任を問われない。

第2章 防止委員会

(防止委員会の設置)

第13条 本学は、ハラスメントを防止し、ハラスメントの排除及び改善を行うため、沖縄大学ハラスメント防止委員会を置く。

2 防止委員会の組織及び運営等に関する事項は、この規程で定めるもののほか、細則で定める。

(相談窓口の設置等)

第14条 防止委員会の下に、ハラスメントを受けたと主張する者からの相談の申立てに対応するため相談窓口を置き、相談窓口担当者を配置する。

2 相談窓口担当者は、関係部署（学生部、教務部、事務局、図書館及び各学科）に配置する。

第3章 調査委員会

第5編 人事・給与（沖縄大学ハラスメントの防止等に関する規程）

（調査委員会の設置）

第15条 理事長及び学長は、防止委員会の要請に基づき、沖縄大学ハラスメント調査委員会を置くことができる。

2 調査委員会の組織及び運営等に関する事項は、この規程で定めるもののほか、細則で定める。

第4章 改善措置命令及び罰則

（改善措置等）

第16条 理事長及び学長は、防止委員会による改善措置等に関する調査結果又は勧告に基づき、ハラスメントの停止命令及び職場の環境改善命令をすることができる。

（罰則）

第17条 理事長及び学長は、調査委員会の調査の結果、ハラスメントの事実が明らかになったとき又は第12条第2項に基づく細則に定めるところにより、沖縄大学学則、沖縄大学大学院学則又は沖縄大学職員就業規則（1994年4月1日制定）に基づき、懲戒処置する。

第5章 雑則

（所管）

第18条 この規程は、防止委員会が所管する。

（庶務）

第19条 防止委員会の庶務は、事務局総務課が行う。

（記録等の管理）

第20条 防止委員会及び調査委員会の記録等は、事務局総務課が管理する。

（改廃）

第21条 この規程の改廃は、全学教員会議及び事務職員全体会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2013年4月1日から施行する。

2 沖縄大学ハラスメント防止規程（2001年10月24日制定）は、廃止する。

第5編 人事・給与 （沖縄大学ハラスメントの防止等に関する規程）

附 則 （2015年10月19日改正）

この規程は、2015年10月19日から施行する。

附 則 （2019年11月25日改正）

この規程は、2019年11月25日から施行する。（組織体制及び対応措置の変更に伴う改正）

附 則 （2024年 9 月17日改正）

この規程は、2024年 9 月17日から施行する。